

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

# 働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)

働き方改革の推進と共に、生産性を向上させ、労働時間の縮減や  
年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. 労働者災害補償保険（労災保険）の適用事業主であること
2. 次の①から⑩のいずれかの取り組みを行うこと
  - ①労務管理担当者に対する研修
  - ②労働者に対する研修、周知・啓発
  - ③就業規則・労使協定等の作成・変更
  - ④外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
  - ⑤人材確保に向けた取組
  - ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新
  - ⑦労務管理用機器の導入・更新
  - ⑧デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
  - ⑨テレワーク用通信機器の導入・更新（※原則として、PC・タブレット・スマートフォンは対象となりません）
  - ⑩労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新  
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）
3. 2. の取り組みに対し、以下の「成果目標」の①から④のうち1つ以上選択し、その達成を目指して実施すること
  - ①全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外労働時間数を縮減させること
  - ②全ての対象事業場において、所定休日を1日から4日以上増加させること
  - ③交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇）のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること
  - ④時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること  
※上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上、または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 受給内容

以下（1）、（2）のいずれかの低い額

（1）成果目標の①から④の上限額および加算額の合計額

（2）対象経費の合計額×補助率3/4 ※常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑩を実施する場合、その所得額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【（1）の上限額】

成果目標①の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、 時間外労働時間数等が月80時間を超える 時間外労働時間数を設定している事業場	現に有効な36協定において、 時間外労働時間数で月60時間を超える 時間外労働時間数を設定している事業場
時間外労働時間数で 月60時間以下に設定	100万円	50万円
時間外労働時間数で月60時間を 超え、月80時間以下に設定	50万円	—

成果目標②の上限額 : 所定休日3日以上増加: 50万円 ・ 所定休日1~2日増加: 25万円

成果目標③達成時の上限額: 50万円

成果目標④達成時の上限額: 50万円

【（1）の賃金加算額】

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

## 取り扱い機関

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）